

堀田主君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

堀田主君の博士論文「冷戦後国際秩序をめぐるソ連外交 ―「欧州共通の家」の摸索、1984-1991 年―」は、冷戦終結期のソ連のヨーロッパ政策を、ミハイル・ゴルバチョフ書記長が提唱した「欧州共通の家」構想を中心にヨーロッパ国際関係史のなかに位置づけて検討した、ソ連外交史研究である。

冷戦後国際秩序の中で、ロシアをどのように位置づけるかという問題は、現在に至るまでさまざまな摩擦や軋轢を生み出している。アメリカ外交官としてこの問題に対峙したロシア専門家のウィリアム・ヒルによれば、「ロシアも、ヨーロッパの主要国も、そして米国も、ヨーロッパやユーロ・アトランティックの安全保障構造におけるロシアの位置づけを明確にしたり、欧州の主要な安全保障機関にロシアを統合したりすることに成功していない」と論じており、この問題の深刻さを示唆している（181 頁）。そのような問題意識から、本論文では、ソ連共産党書記長となったミハイル・ゴルバチョフが提唱した「欧州共通の家」構想を、冷戦後国際秩序のなかに自国を位置づける構想として提唱されたものとして、その意義と重要性、そして限界を再検討している。

堀田君は本論文において、ロシア、アメリカ、イギリス、そして欧州連合（EU）などのアーカイブ史料を中心に、膨大な資料を丹念に用いて、冷戦終結の過程におけるソ連外交を、ゴルバチョフ書記長が提唱した「欧州共通の家」に着目して論じている。ゴルバチョフは、ソ連の指導者となる 4 ヶ月前の 1984 年 12 月にはじめて英国下院議会での演説において、「共通の家」としてヨーロッパを描いた。この「欧州共通の家」構想が、冷戦終結の過程のソ連外交において重要な役割を担ったことについては、過去のいくつかの先行研究でも触れられてきた。だが、それらのなかでは抽象的で実現可能性の低い構想と位置づけられることが多かったこの「欧州共通の家」構想を、堀田君はソ連外務省欧州安全保障協力局の内部文書を用いることで、欧州安全保障協力会議（CSCE）プロセスにおける多国間交渉と結びつけてその重要性を再検討している。また、それが「ヨーロッパの関係全体における重大な質的变化を目指すプロセス」（ユーリ・デリャービン欧州安全保障協力局長）であったことを明らかにしている（9 頁）。

近年、アメリカや西欧諸国のアーカイブ史料をもとにして冷戦終結期をめぐる画期的な外交史研究が数多く刊行されており、堀田君も共訳者として訳出に加わった M.E. Sarotte, *Not One Inch: America, Russia, and the Making of Post-Cold War Stalemate* (2022)（メアリー・サロッティ『1 インチの攻防 ―ポスト冷戦秩序の構築』岩間陽子・細谷雄一・板橋拓己監訳、2024 年）や、板橋拓己『分断の克服 1989-1990 ―統一をめぐる西ドイツ外交の挑戦』(2022 年) などがその代表的なものである。他方で堀田君は、ソ連外交の視座から、

ソ連政府がどのように冷戦後のヨーロッパ秩序を構想し、その実現のために交渉したのかを本論文によって明らかにした。

本論文は、本文と註・参考文献をあわせて、192 頁からなっている。

論文の構成は以下の通りである。

序章

第1章 米欧の狭間で ―「欧州共通の家」構想の成立、1984-1987 年

はじめに

1. 岐路に立つソ連・ヨーロッパ関係
2. 東西対話の再開
3. 「新思考」外交の始まり
4. 核戦力からの解放

おわりに

第2章 対立の起源 ―ストックホルム軍縮会議と現地査察問題、1985-1986 年

はじめに

1. ソ連外交における継続性
2. 外交実務における変化
3. 継続された言行不一致
4. クレムリン内の静かなる対立

おわりに

第3章 経済協力の模索 ―EC・コメコン共同宣言と西ベルリン問題、1985-1988 年

はじめに

1. EC・コメコン協定をめぐるソ連の孤立
2. 「パラレル・アプローチ」の容認
3. 専門家会合の開始
4. 「領土条項」をめぐる交渉の停滞

おわりに

第4章 人権をめぐる変化 ―ウィーン再検討会議とモスクワ人道会議提案、1986-1989 年

はじめに

1. 人権をめぐるソ連外交の変化と継続性
2. ソ連のモスクワ人道会議提案
3. ウィーン再検討会議をめぐるシェワルナゼ外相の奮闘

4. 米国によるモスクワ人道会議の容認

おわりに

第5章 対立の深化 ―CFE 条約をめぐるソ連の混乱、1986–1990 年

はじめに

1. 通常戦力の削減に向けたゴルバチョフのイニシアティブ

2. CFE 交渉への道のり

3. CFE 交渉の開始とブッシュ政権の誕生

4. 未完の条約

おわりに

第6章 侵食されるソ連外交 ―連邦構成共和国による CSCE プロセス参加問題、1989–1991 年

はじめに

1. クレムリンの誤算

2. ソ連外務省の苦慮

3. 混乱の年の幕開け

4. ソ連外交の最期

おわりに

終章

参考文献一覧

二 論文の概要

以下、本論文の概要を述べる。

第一章では、「米欧の狭間で ―「欧州共通の家」構想の成立、1984–1987 年」と題して、「欧州共通の家」構想が浮上してきたその歴史的な経緯を概観する。またこの構想が、ソ連が追求する国際秩序構想として初めて表明されることになる 1987 年 4 月 10 日のゴルバチョフ書記長のプラハ演説に着目し、ゴルバチョフがこの構想をソ連政府の政策として確立していく過程を論述する。新たにソ連の指導者となったゴルバチョフは、外相であったグロムイコの保守的な外交姿勢に苦慮しながらも、次第に東西関係の改善へ向けた新しい試みに挑戦していく。いわゆる「新思考」外交である。本章ではこうしたゴルバチョフの試みを通じて、対米関係と対欧関係の狭間で揺れるソ連外交の変化の過程を詳述している。

第二章から第六章までの章においては、CSCE プロセスに関連する会議や、それが生み出す条約の成立過程に注目することで、冷戦終結期のソ連のヨーロッパ外交の推移を検討している。まず第二章では、「対立の起源 ―ストックホルム軍縮会議と現地査察問題、1985-1986 年」と題して、ストックホルム軍縮会議をめぐるソ連外交の動向を検討している。この会議では、軍縮をめぐる西側諸国の現地査察提案が最大の争点となっていた。本章では、それまで停滞していたこの会議が成功裡に閉幕するにあたって、ゴルバチョフ書記長、シェワルナゼ外相、そして現場で交渉にあたったグリネフスキーがそれぞれ重要な役割を果たしたことを明らかにしている。さらに、このとき抑え込まれた軍部の不満が、最終的にのちの 1991 年 8 月クーデターにつながっていくことも示している。

第三章では、「経済協力の模索 ―EC・コメコン共同宣言と西ベルリン問題、1985-1988 年」と題して、EC とコメコンという東西二つの地域機構の間の経済協力を模索する動きに着目し、それをめぐるソ連外交を扱っている。冷戦終結期におけるこのような東西間の経済協力をめぐる動きは、CSCE プロセスの外側で生じたものであった。1975 年のヘルシンキ最終議定書は、「第二バスケット」として東西間の経済、科学技術、環境規定する経済・技術協力を規定していた。しかし、欧州経済共同体（EEC）とコメコンという東西における二つの地域機構の相互不承認により、それまではこの分野での協力をめぐる議論が本格的に進展することはなかった。そのような観点から、本章では、EEC とコメコンの関係正常化をめぐる東西交渉の変遷を検討し、その進展の要因には、西ドイツとの二国間関係を重視したゴルバチョフのイニシアティブがあったことを明らかにしている。

第四章では、「人権をめぐる変化 ―ウィーン再検討会議とモスクワ人道会議提案、1986-1989 年」と題して、ストックホルム会議の閉幕から約 2 ヶ月後に開始された、ウィーン再検討会議と、そこでのモスクワ人道会議提案をめぐるソ連外交を扱っている。安全保障や科学技術協力など、多岐にわたる論点を扱ったこの会議において、その開会から一貫して争点となっていたのが、人道問題に関する会議をモスクワで開催するというソ連の提案であった。本章では、このモスクワ人道会議の開催が合意に至った大きな要因として、米国のショルツ国務長官と協調して、西側諸国との交渉に奔走したシェワルナゼ外相の役割を明らかにしている。

第五章では、「対立の深化 ―CFE 条約をめぐるソ連の混乱、1986-1990 年」と題して、NATO とワルシャワ条約機構間の通常戦力削減交渉の変遷を辿る。1970 年代以降、通常戦力をめぐる協議は中欧相互兵力均等削減交渉（MBFR）として、CSCE プロセスとは別に行われていた。この多国間交渉は長きにわたり停滞し続けたが、1989 年以降 CSCE プロセスに吸収されることとなり、最終的には CFE 条約として結実するに至った。しかし、その過程において、ソ連指導部内でのシェワルナゼ外相の孤立が顕在化することとなった。本章では、東西分断が終わるなかで統合しつつあるヨーロッパとソ連を接続するというシェワルナゼ外交の総決算として CFE 交渉の経緯をたどり、シェワルナゼら政治指導部やソ連外務省と、ソ連軍部との対立が決定的なものになっていく様子を跡付けている。

最後に第六章では、「侵食されるソ連外交 ―連邦構成共和国による CSCE プロセス参加問題、1989-1991 年」と題して、主権を求めて独自の動きを見せるソ連の連邦構成共和国が、CSCE プロセスへの参加を模索する過程を扱う。対応に迫られるソ連外務省は、バルト三国を中心に主張を強める共和国側の動きに対抗し続けた。しかし、1991 年 8 月クーデターにおいて、ベスメルトヌイフ外相に加えて、多くの外務官僚が「国家非常事態委員会」の方針に従ったことから、ソ連外務省は窮地に立たされた。ロシア共和国主導による組織の再編や縮小を経て、ソ連外交と表現し得る連邦レベルでの外交交渉の実施は、国家そのものの解体を前にして、事実上の崩壊へと至るのである。

三 論文の評価

ゴルバチョフの「欧州共通の家」構想を再検討する堀田主君の本論文は、冷戦後国際秩序をめぐるソ連の構想をヨーロッパ国際関係史の中に位置づけて論じる、冷戦期国際関係史研究における重要な貢献といえる。堀田君は、イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) 大学院の国際史 (International History) 研究科において修士号を取得しており、冷戦期ソ連外交史研究の世界的な権威であるウラディ斯拉ヴ・ズボク教授らの指導を受け、最先端のソ連外交史研究に接してきた。そのことが、本論文における議論の基礎となっている。また、イギリスやアメリカにおける一次史料の収集に加えて、依然として制約が残るロシア国内のアーカイブ史料も用いることで、ゴルバチョフや外務省に関連した重要な新しい視点を提示している。以下、堀田主君の本論文における研究上の貢献を指摘したい。

第一に、従来はアメリカ外交史やイギリス外交史、フランス外交史など、西側諸国の視点から論じられることの多かった冷戦終結の過程について、ソ連外交史の視座を用いながら、それをヨーロッパ国際関係史の広い視座の中に位置づけることで、従来の理解を大きく修正していることが指摘できる。ゴルバチョフの「欧州共通の家」構想はこれまでの研究の中でもよく知られていながらも、その内実が曖昧であることから、十分に精緻な理解が進んでいなかった。他方で堀田君は、ソ連外務省欧州安全保障協力局の史料を用いて CSCE プロセスと連関させて検討することで、この「欧州共通の家」構想によってより具体的な、「ソ連を不可欠な一部とする統一されたヨーロッパ空間のネットワークを創出する」ことが目指されていたことを明らかにした。そしてそれが、1989 年以降の中・東欧諸国の体制転換と、東西ドイツの統一という歴史の激動に翻弄されることになるまでの期間に、ソ連による建設的な冷戦後ヨーロッパ秩序構想として重要な位置を占めていたことを明らかにした。それによって、「ソ連のヨーロッパへの統合」が「連邦構成共和国のヨーロッパへの統合」へと転換した、重要な歴史の変化に注目している (180 頁)。

第二には、第一の点と関連して、米ソ関係かさもなければドイツ統一問題に集中する傾向が強かった冷戦終焉に関する先行研究と比して、ソ連とフランスの交渉が詳しく議論され

ており、多くの事実に発見がなされている点は高く評価できる。ソ連とフランスは、異なる思惑を抱えながらも、ヨーロッパにおいてより包摂性と一体性を重視した冷戦後国際秩序構想を提唱するという共通の立場を有していた。そのような視点から冷戦終結の過程を再検討することは、現代的な意義のある重要な試みであろう。

第三に、これまでゴルバチョフ書記長を中心に検討がされてきた「欧州共通の家」構想や、それを冷戦終結期のソ連外交を、外相や外務省を中心に検討することで新しい視座を提供していることを指摘したい。すなわち、外相や外務省を中心に位置づけることで、ソ連外交がより多様な利益や視座を調整する中で組織的に展開していったことが明らかにしている。本論文が扱う時期である 1984 年から 1991 年までの間、アンドレイ・グロムイコ、エドゥアルド・シェワルナゼ、アレクサンドル・ベススメルトヌイフ、ボリス・パンキンという外相、そしてその後の短期間のシェワルナゼ対外関係大臣が、急激に変化する国際環境にどのように対応し、また国内政治的な要請にどのように対処したのか、またそのようななかでどのように政策を立案していったのかが、本論文を通じて明らかとなっており、大きな学術的貢献といえる。

第四に、本論文では当該時期のソ連外交について、軍縮（第 2 章および第 5 章）、経済（第 3 章）、人権（第 4 章）などの領域に即して分析することで、冷戦終焉の多層性・多面性を明らかにしているが指摘できる。従来の冷戦終焉期の研究が、これらのなかでいずれか一つの領域に注目しがちであったことに鑑みれば（たとえば CSCE の「ヘルシンキ効果」を強調する研究など）、本論文はソ連外交に絞って冷戦終焉の多層性を浮き彫りにすることに成功したと言える。

他方で、本論文にはいくつかの課題も見られる。第一には全体の構成である。本論文の副題にあり、中心的な研究対象である「欧州共通の家」構想それ自体を直接扱う章は第一章のみであり、第二章以降の各章では冷戦後国際秩序をめぐるソ連外交がどのように変転する国際情勢に対応したのかを、多角的に検討している。この前者と後者について、それがどのように関連しているのか、より統一的な分析枠組みによって一貫性をもって検討することで、論文としての完成度がより高いものになったのではないか。各章が、軍縮、経済協力、人権といった多様な政策領域を扱っていることは本論文の長所でもあるが、章と章の間の繋がりが必ずしも明瞭ではなかった印象がある。

第二には、この時期におけるソ連外交の政策決定過程について、論文の中では必ずしも明確に提示されていないように見受けられる。ソ連共産党書記長のゴルバチョフの下で、外相、外務官僚がどのように連携して外交政策を形成しており、また対外関係において外務省と国防省、国家保安委員会 (KGB) などとの間での権力関係がどのようなものであったのかについて、必ずしも明確に示されていない。したがって、はたして外務省内で立案される構想が、ソ連の政府内でどの程度大きな位置を占めており、どのように他の組織と摩擦や対立を見せていたのかが明らかではない。それらについても序章などで丁寧な説明を加えることによって、外相や外務省の構想や交渉の重要性や意義についてもより深い理解が可能だっ

ただろう。

第三に、明示的に主張されているわけではないが、本論を読むとゴルバチョフによる「欧州共通の家」構想の挫折は、もっぱらソ連国家が解体する過程で主体性をなくしたことが原因であるように読める。ソ連が主体性を維持できていれば、ソ連を含めた欧州協調はあり得たであろうか。論争的な点であるだけに積極的に主張されてもよかったように思われる。

第四に、論文の叙述に関する形式的な点についてであるが、「しかし」という接続詞を頻繁にくり返し用いていることにみられるように、論述の論理構成が不要に複雑となってしまうっており、論文の主張の焦点がつかみにくくなる文章が多く見られる。推敲を重ねて、議論の論理構成を整理することによって、より明瞭で読みやすい叙述に改善することができたのではないか。

ただしこのような課題は、本論文全体の意義を考える場合には、あくまでもその本質を損なうものとはいえず、今後検討をするべき課題として位置づけるべきであろう。冷戦終結期のソ連外交を外相や外務省を中心に論じた本論文は、冷戦後のヨーロッパ国際秩序、さらには現在に至るヨーロッパ国際関係の中でのロシアの位置づけなどを理解する上で、不可欠で重要な基礎となることを確信する。以上のような理由からも、審査委員一同、本論文が博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する十分な水準であると判断する。

2025 年 2 月 27 日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士（法学）	細谷雄一
----	-------------------------------	------

副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	大串敦
----	------------------------------	-----

副査	東京大学法学政治学研究科教授 博士（法学）	板橋拓己
----	--------------------------	------